第11次労働災害防止計画における主な対策

1 自主的な安全衛生活動の促進

○リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の促進
○労働安全衛生マネジメントシステムの活用等
○自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等
○情報の共有化の推進等

2 特定災害対策

○機械災害防止対策
○墜落・転落災害防止対策
○交通労働災害防止対策
○爆発・火災災害防止対策

3 労働災害多発業種対策

○製造業対策
○建設業対策
○陸上貨物運送業対策
○林業対策
○第三次産業対策
○その他の業種対策

4 職業性疾病等の予防対策

○粉じん障害防止対策
○腰痛予防対策
○振動・騒音障害防止対策
○熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策
○その他職業性疾病等の予防対策

5 石綿障害予防対策

○全面禁止の徹底等
○解体作業時におけるばく露防止対策の徹底
○離職者の健康管理対策の推進

6 化学物質対策

○化学物質による労働災害の防止対策
○化学物質管理対策

7 メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

○メンタルヘルス対策
○過重労働による健康障害防止対策

8 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

○産業保健活動の活性化
○健康づくり対策
○快適職場づくり対策

9 安全衛生管理対策の強化について

○安全衛生教育の効果的な推進等
○中小規模事業場対策の推進
○就業形態の多様化等に関する対策
○高年齢労働者対策等の推進
○グローバル化への対応

10 効率的・効果的な施策の推進について

○労働安全衛生研究の促進
○地域における労働災害多発業種等対策の推進
○関係機関との連携等
○各対策の効果の分析・評価等

お問い合わせは最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署まで

2008.4

第11次労働災害防止計画

労働者の安全と健康を守り労働災害を減らすための計画です

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものです。

このため厚生労働省では、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となって総合的かつ計画的に労働災害防止対策に取り組むことができるよう労働安全衛生法の規定に基づいて本計画を策定しました。

本計画では、平成20年度から平成24年度までの5年間に実施すべき主な取組を示しており、**事業者、労働者をはじめとする関係者は自ら積極的に対策を推進し、安全衛生水準の向上に努めることが求められます。**

労働災害は減少していますが、いまだに多くの方が被災されています。
また、労働者の健康状況について、定期健康診断の有所見率は増加し、およそ2人に1人が有所見という状況です。

【労働災害による被災者数】

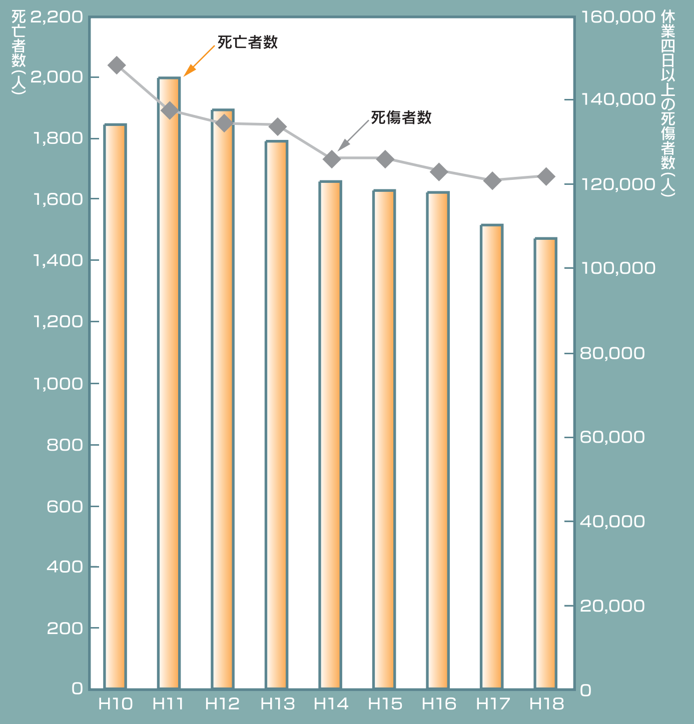

【定期健康診断における有所見率】

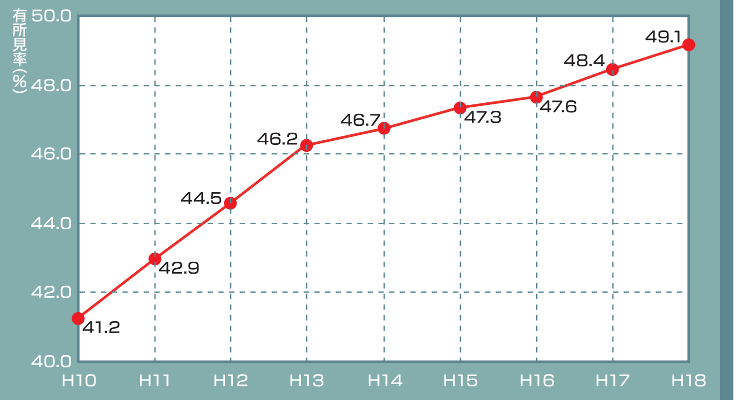

【脳・心臓疾患、精神障害の労災認定】

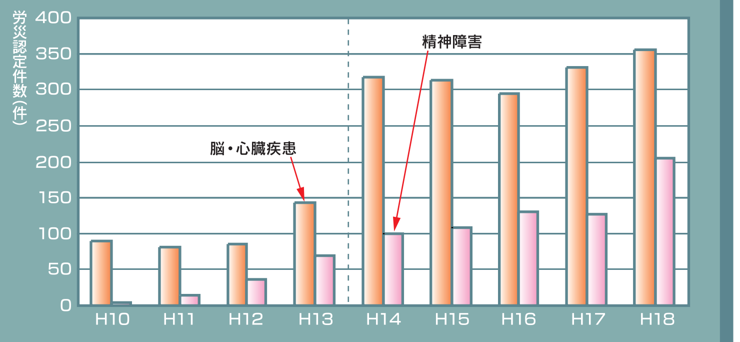

※平成13年12月に脳・心臓疾患の労災認定基準を改正

厚 生 労 働 省

（ホームページアドレス　http://www.mhlw.go.jp/）

第11次労働災害防止計画の目標と重点対策

3つの目標

①死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。
②死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。
③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方

労働災害全体を減少させるためのリスクの低減を進めるとともに、重篤な労働災害を防止するための対策の充実を図る

8つの重点対策

第11次労働災害防止計画では、8つの重点対策を定め、対策ごとの目標を設定して取組をすすめることとしています。

1 リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査）及びその結果に基づく措置の実施の促進

【目標】リスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

- 作業内容等に即した具体的な実施方法を公表し、普及を図る
- 事業場内外の人材養成を促進する

〈主な指針等〉「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日公示第1号）

2 化学物質におけるリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の促進

【目標】化学物質におけるリスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

- 化学物質等安全データシート（MSDS）等の活用を図る

〈主な指針等〉「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月30日公示第2号）

3 機械災害の防止

【目標】機械災害を更に減少させる

- 労働災害が多発又は重篤度の高い労働災害が発生している機械等の種類ごとの安全対策の充実を検討し、必要な措置を講じる

〈主な指針等〉「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）

4 墜落・転落災害の防止

【目標】墜落・転落災害を更に減少させる

- 災害が多い足場、建築物における作業、荷役に係る作業等における墜落・転落災害防止対策の充実を検討し、必要な措置を講じる

〈主な指針等〉「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月1日付け基発第0401012号）
「足場先行工法に関するガイドライン」（平成18年2月10日付け基発第0210001号）

5 粉じん障害の防止

【目標】じん肺新規有所見者数を減少させる

- トンネル建設工事、アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策を重点とした総合的な対策を推進する

〈主な指針等〉「第7次粉じん障害防止総合対策」（平成20年3月19日付け基発第0319006号）
「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成12年12月26日付け基発第768号の2）

6 化学物質による健康障害の防止

【目標】化学物質による職業性疾病を減少させる

- 化学物質に係る有害業務における作業主任者の選任・職務遂行の徹底、作業環境管理の徹底、安全衛生教育の促進を図る

7 健康診断の推進

【目標】健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率を着実に向上させる

- 労働者の自主的な取組を促進する
- 健康診断結果に基づく措置を徹底する
- 高齢者医療確保法に基づく医療保険者が行う措置と連携する

8 メンタルヘルス対策の推進

【目標】メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を50%以上とする

- 過重労働による健康障害防止対策を講じる
- 労働者一人ひとりの気づきを促すための教育、研修等を実施する
- 事業場内外の相談体制の整備、職場復帰対策等を推進する

〈主な指針等〉「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）
「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日公示第3号）